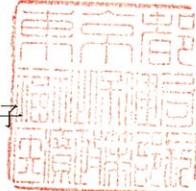


30 福保医人第 1222 号
平成 30 年 8 月 9 日

一般社団法人日本専門医機構
理事長 寺本民生様

東京都福祉保健局医療政策部長
矢沢知子



平成 31 年度の専攻医採用者数について（照会）

平素より東京都の保健医療行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、新たな専門医制度については、専門医の質を高め、良質な医療が提供されることを目的として、平成 30 年度から開始されたところです。

貴機構におかれては、平成 31 年度の専攻医の募集開始に向け、準備を進められているところと存じますが、平成 30 年 8 月 3 日の理事会において、東京都の基幹施設が採用する専攻医の数について今年度の採用実績から 5 % 減らす方向で調整するよう求める方針を決定した旨の発表がありました。

東京都は、医育機関や高度医療・先進的な医療を提供する大学病院等の医療施設が数多く集積し、人口も多く症例も豊富であり、質の高い専門研修の機会を提供できる環境が整っています。また、都内の専門研修基幹施設の多くは医師の地方への派遣機能を担っているという側面もあります。

一方で、人口の増加や急激な高齢化により医療の需要も高くなっています。引き続き医師奨学金制度の活用などによる医師の確保の取組は、東京都においても課題となっています。

このような状況の中、東京都の専攻医数を過去実績以上に削減することは、東京都のみならず全国の医療体制に大きな影響を与えるかねないと危惧いたします。

つきましては、平成 31 年度の専攻医の採用者数設定に関し、下記の 3 点について貴機構の御見解を早急にお示しいただきますようお願ひいたします。

記

- 1 専門医の質の向上という本来の制度の目的に鑑み、症例が豊富で研修の体制も整った都市部の基幹施設の専攻医数を削減することの必要性とその影響について
- 2 平成 31 年度の専攻医の採用数を今年度の採用実績から 5 % 減とする数値の根拠について
- 3 改正医師法における一般社団法人日本専門医機構による専攻医定員削減の根拠について